

## 建設業の許可を要するもの

### 許可制度

**国土交通大臣許可**

(2以上の都道府県に営業所を設置)

**都道府県知事許可**

(1の都道府県に営業所を設置)

**28業種**  
(土木工事・建築工事等)

**特定建設業許可**  
(3,000万円以上の下請契約を結ぶ工事)

**一般建設業許可**  
(特定建設業以外)

### 許可の要件

#### 経營業務管理責任者の設置

(許可を受けようとする建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する常勤役員等を置かなければならない)

#### 営業所専任技術者の設置

(営業所ごとに、技術検定等の試験に合格した技術者等を置かなければならない)

その他、財産的基礎を有していること 等

## 建設業の許可を要しないもの

### 500万円未満の建設工事

(建築一式工事については、1500万円未満又は150㎡未満の木造住宅工事)

### 技術者制度

建設工事の適正な施工の確保

#### 監理技術者の設置

(3,000万円以上の下請契約を結ぶ工事)

#### 主任技術者の設置

(全ての建設工事)

#### 技術者の専任配置

(公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する工事を行う場合)

→ 監理技術者資格証の携帯義務及び監理技術者講習の受講義務あり。

### 監督処分

※ 許可を有さない者に対しても処分可能

#### 法令遵守の実効性を確保するため不適格な者に対する処分

(請負契約に関し不誠実な行為・一括下請負等)

- ① 指示処分
- ② 営業停止処分
- ③ 許可取消処分
- ④ 罰則の適用

### 請負契約の適正化

#### 公正な請負契約の締結義務 請負契約の書面締結義務 等

- 請負契約の片務性の改善
- 下請負人保護の徹底

### 経営事項審査

#### 経営に関する客観的事項の審査

(公共工事の入札に参加しようとする建設業者)

- ① 経営規模
- ② 経営状況
- ③ 技術力
- ④ その他

### 紛争の処理

#### 建設工事紛争審査会

(建設工事の請負契約に関する紛争の処理のため、国土交通省及び都道府県に設置)

- ① あっせん
- ② 調停
- ③ 仲裁

## 昭和24年 建設業法

<建設業法制定以前>

- ・建設業者を取り締まるための府県令→新憲法の施行と同時に失効
- ・終戦直後の土建景気と急速な景気後退により、急増した建設業者による競争が激化し、不正工事や契約の片務性等が社会問題化

### 昭和24年

- ・建設業者の登録制度の創設
- ・書面契約など請負契約の適正化
- ・工事現場への主任技術者の設置義務
- ・建設業審議会の設置

～適用対象の拡大及び監督権限の強化等を経て～

### 昭和31年

- ・建設工事紛争審査会の設置

### 昭和35年

- ・技術検定制度の創設

### 昭和36年

- ・建設業者団体の届出制

### 昭和46年

- ・登録制度から許可制度に改正
- ・28業種区分に見直し
- ・特定建設業の許可制度の採用、下請負人の保護規定の新設

### 昭和62年

- ・特定建設業の営業所専任技術者、監理技術者を指定建設業については国家資格者等に限定
- ・指定建設業監理技術者資格者証の導入

### 平成6年

※一般競争入札の導入(平成6年)

- ・有効期間を3年から5年に延長する等許可の簡素合理化等の実施
- ・欠格要件の強化
- ・経営事項審査制度の義務化
- ・施工体制台帳の整備
- ・監理技術者資格者証への拡大、監理技術者講習の義務付け

### 平成15年

※公益法人改革

- ・監理技術者講習及び経営状況分析機関の実施機関の改正

### 平成18年

※構造計算書偽装事件(平成17年)

- ・一括下請負の禁止の民間工事への拡大
- ・監理技術者資格者証・講習制度の拡大

## 昭和22年 会計法、地方自治法

- ・予定価格制度等、入札契約手続の基本を規定

## 昭和27年 公共工事の前払保証事業に関する法律

- ・公共工事の前金払制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、前払金保証事業の登録、事業運営等について規定

## 昭和29年 建設機械抵当法

- ・建設工事の機械化の促進を図るため、建設機械に係る動産抵当制度を創設

## 昭和58年 浄化槽法

- ・浄化槽工事について、浄化槽設備士の営業所への設置と工事監督を義務付け
- ・浄化槽工事業者の登録制度(建設業の許可を受けている場合を除く)

## 平成12年 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

- ・特定の建設資材を用いた一定規模の解体工事等について、分別解体等及び契約書面への解体工事費等の明記を義務付け
- ・解体工事業者の登録制度、技術管理者の選任等の義務付け(建設業の許可を受けている場合を除く)

## 平成12年 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

- ・透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為の排除、適正な施工の確保が必要
- ・情報の公表、不正行為等への措置、施工体制の適正化、適正化指針の策定等

## 平成17年 公共工事の品質確保の促進に関する法律

- ・公共工事の品質は価格及び品質が総合的に優れた内容の契約により確保
- ・工事の経験等、技術的能力の審査が必要等

## 平成19年 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律

- ・建設業者等に対し、新築住宅の瑕疵担保責任の履行のための資力確保措置(保険又は供託)を義務付け

## 建設産業戦略会議

<建設産業の再生と発展のための方策2011（平成23年6月23日）>

- 技術者データベースの整備と業種区分の点検  
（略）※資料7・8参照
- 暴力団排除条項等の整備  
法人に対し役員と同等以上の支配力を有すると認められる者が一定の行為を行った場合や、暴力団関係企業についても、許可に際し欠格となるよう措置することが必要である。（対策6-1（2）抜粋）
- 申請者等の負担軽減と閲覧制度の在り方の検討  
許可等の申請方法・申請内容や許可情報の開示方法等について、情報通信技術の利用や取得情報の有効活用により、申請者等の負担軽減と閲覧制度の実効性・利便性の向上を図ることができないか、検討していくことが必要である。（対策6-1（3）抜粋）

## 政府・関係省庁の取組等

<事業仕分け>

- 監理技術者資格者証の廃止、義務としての講習の廃止

<規制改革要望（平成19年～の主な要望項目）>

- 許可申請時等に提出する役員の略歴書のうち、現住所、電話番号等の個人情報に当たる項目については、閲覧対象から除外すること
- 工事現場への標識掲示義務の元請負人への限定
- 経營業務管理責任者としての経験年数の短縮
- 特定建設業者であって複数の営業所を持つ者について、営業所ごとに特定建設業か一般建設業を選択できるようにすること

## 規制改革要望等

- 「企業活動からの暴力団排除の取組について」  
（平成22年12月9日 犯罪対策閣僚会議暴力団取締り等総合対策に関するWT）  
Ⅱ（1）⑥ 業の主体からの暴力団等の排除（抜粋）  
各府省は、業の主体から暴力団等を排除するため、所管業法に基づく許認可等の付与段階だけでなく、付与後においても、暴力団員等や暴力団員等によりその事業活動を支配された者（人的関係や出資・融資等により暴力団員等から、事業活動に相当の影響を受けている者をいう。）、暴力団員を不当に利用している者、暴力団員に便宜を供与するなど暴力団の維持・運営に協力している者等を排除することができるよう、業の主体から暴力団等を排除する対策の充実に努める。
- 「住宅リフォームに関する消費者問題への取組についての建議」  
（平成23年8月26日消費者委員会）  
（建議事項5）（抜粋）  
国土交通省は、悪質リフォーム対策検討委員会（注）において、同省を中心として取り組むべきとされた対策へのこれまでの取組状況について検証を行い、その結果を踏まえ、悪質リフォームによる被害の防止とリフォーム工事に係るトラブル回避のための法制上の対応等について検討を進めること。  
（注） 訪問販売などによる住宅リフォーム工事契約に伴い消費者被害が生じ、社会問題となっていることから、これを視野に入れつつ、国土交通省としての総合的な対策を検討することを目的として平成17年7月に設置されたもの

## 事件・事故等

- ハウスメーカー倒産問題（平成20年）  
・ ハウスメーカーなどの住宅建設業者が倒産し、工事の出来高を越えて前払金を支払っていた個人の注文者が損害を被る事態が発生。
- 悪質リフォーム問題（平成17年～）  
・ 建設業許可の有無に関わらず悪質なりフォーム工事を行う者が社会問題化。